

待機児童解消に向け、宅建協会・不動産協会の 協力を得て、保育運営事業者に物件情報を提供！



(社)神奈川県宅地建物取引業協会(会長 和氣猛仁氏)及び(社)全日本不動産協会神奈川県本部(本部長 中村直利氏)と横浜市(市長 林文子)は、本市の緊急の政策課題である保育所待機児童の解消に向けて、保育施設整備(NPO等を活用した家庭的保育事業、横浜保育室)のための物件情報の提供に関する協定を4月1日に締結しました。

背景

現在、本市では保育所待機児童解消に向けて保育施設の整備を積極的に進めていますが、保育運営事業者が自身で適した不動産物件を見つけることが負担であるとの声が聞かれています。また、適した不動産物件が少ないために、ニーズが多くても保育施設の整備が進まない地域があります。

協定の内容

(社)神奈川県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会神奈川県本部のご協力のもと、両協会の会員である不動産業者から保育施設に適した賃貸物件を本市にご紹介いただき、本市が確認を行って利用可能と判断した物件について、本市ホームページ等で保育運営事業者に対して周知します。なお、この取組の名称を「保育施設整備のための物件情報提供システム」とし、24年度末までの運用とします。

このシステムにより、保育運営事業者が不動産物件を探す負担が軽減され、保育施設の効果的・効率的な整備が図られるとともに、不動産業者にとっても物件成約の機会が拡大することが見込まれます。

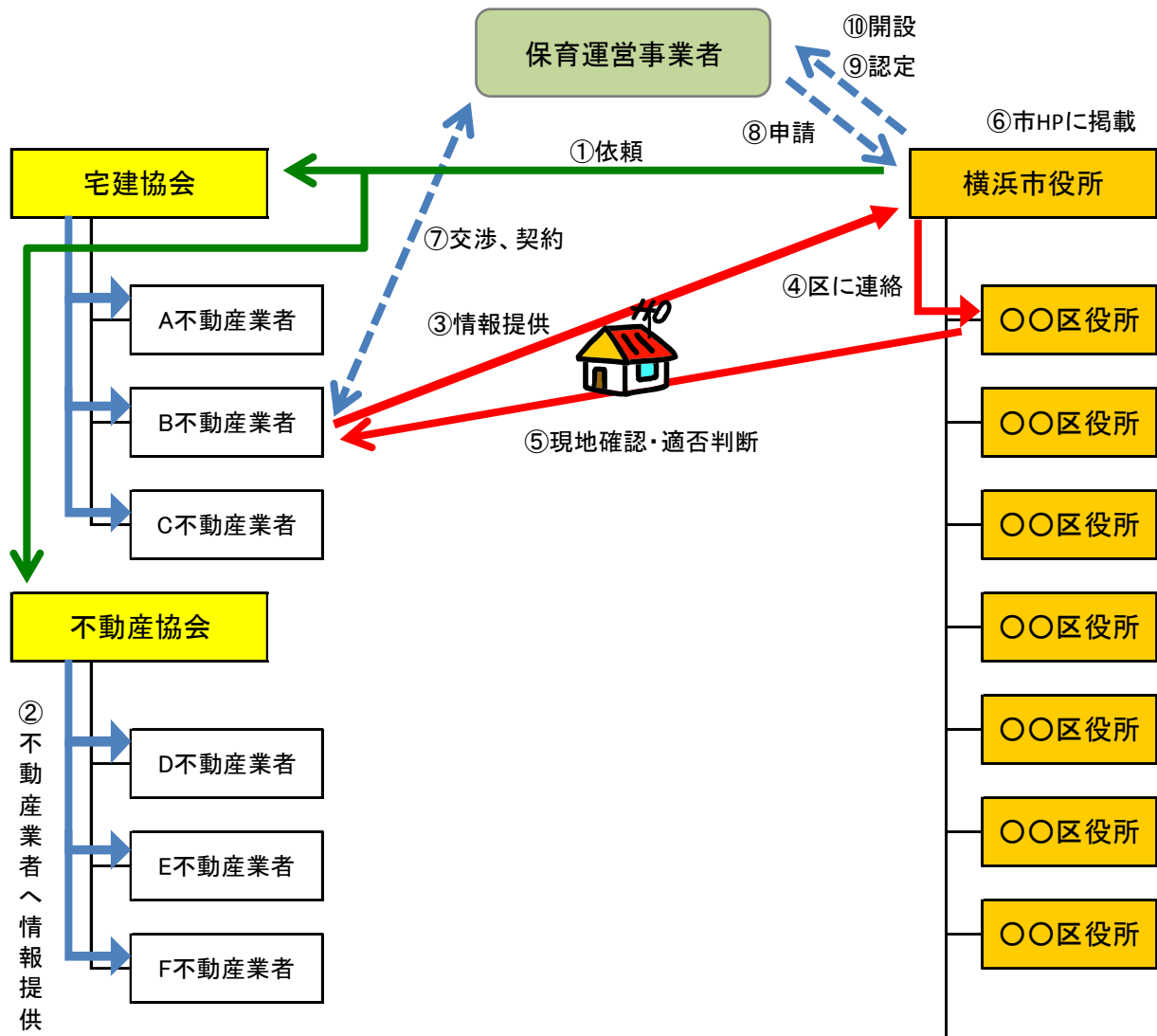


※募集対象とする保育施設

物件募集の対象とする保育施設は以下の2事業です。いずれも認可保育所(いわゆる一般の保育園)とは異なり、待機児童の多い0~2歳児を対象にした保育施設で、横浜市が要綱に基づき認定し、補助を行うものです。

事業名	NPO等を活用した家庭的保育事業	横浜保育室
制度概要	市の認定を受けたNPO法人等がマンション等の一室で9人程度の保育を行う。	市が定めた基準を満たす認可外保育施設を市が独自に認定する。定員20人以上。
募集物件	50~80㎡の住宅	90~150㎡の店舗、事務所等
	(注意事項) 原則として1階の物件で、付近に公園が必要。 建築確認済証、検査済証が必要	
物件募集時期	4月上旬~5月中旬	5月上旬~8月中旬
開設時期	9月	24年4月

【参考】保育施設整備のための不動産情報提供システムの流れ



- ① 本市から両協会へ物件情報の提供依頼（希望する物件の条件、必要なエリアなど）
- ② 両協会から、不動産業者へ情報提供
- ③ 該当物件があった場合、不動産業者からこども青少年局にFAXで情報提供
- ④ こども青少年局から物件所在区の区役所へ連絡
- ⑤ 区役所及びこども青少年局が物件確認を行い、適否を判断
- ⑥ 保育施設として適していると判断された物件の情報を市ホームページに掲載
- ⑦ 物件を探している保育運営事業者がホームページ情報をもとに問い合わせ、交渉
- ⑧ 賃貸借契約等について合意後、保育運営事業者が本市に対して認定申請
- ⑨ 本市による審査を行い、事業者の決定（認定の内示）
- ⑩ 施設改修を経て、保育施設の開設（認定）

お問い合わせ先
こども青少年局子育て支援課 緊急保育対策担当課長 伊東 裕子 Tel 045-671-2709